

令和6年度補正 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 Q & A

(未定稿)

(令和7年2月現在)

※ 事業の要件、補助率、対象者等については、国の最低限の基準を占めるものであり、事業メニューによっては、都道府県において要件が定められる場合があること、また、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

～目次～

1 事業内容について（P. 6）

【概要】

- （問 1－1）新基本計画実装・農業構造転換支援事業を実施する趣旨いかん。
- （問 1－2）新基本計画実装・農業構造転換支援事業の内容いかん。
- （問 1－3）既存の共同利用施設について、建物は耐用年数が残っているが、内部設備については耐用年数を過ぎている場合も本事業の対象か。
- （問 1－4）「再編集約」の考え方いかん。
- （問 1－5）「合理化」の考え方いかん。
- （問 1－6）本事業における「既存の共同利用施設」の考え方いかん。
- （問 1－7）本事業における「廃棄等」の考え方いかん。
- （問 1－8）本事業における「施設の廃止」の考え方いかん。
- （問 1－9）本事業における「施設数の減少」の考え方いかん。

【補助対象の可否】

- （問 1－10）既存施設を「移設」する際の補助対象経費いかん。
- （問 1－11）既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地はどこまでが対象か。
- （問 1－12）外構の撤去費はどこまでを対象とするか。
- （問 1－13）所有していない施設を既存施設と見なして事業を実施することはできるのか。
- （問 1－14）再編集約後に、既存施設の一部の機能が残った施設となるが、その施設のみでは補助対象施設とはみなせない施設について、廃棄等の経費が対象となるか（ライスセンターから荷受施設にするなど）。
- （問 1－15）新設する施設の建設予定地に存在している建造物の撤去費は補助対象となるか。

＜参考：建屋（中古施設）の改修等＞

- （問 1－16）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の取得の方が経済的に優れていることをどのように判断すれば良いか。
- （問 1－17）事業費の範囲内であれば中古施設（土地は含まない。）の取得を伴わない改修等でも良いか。
- （問 1－18）成果目標の達成に必要となる既存施設の新用途への改修の助成を受けるに当たっては、どのような条件を満たす必要があるのか。

【事業費】

- （問 1－19）総事業費の要件いかん。
- （問 1－20）なぜ、原則として事業費 5 千万円以上の施設を対象とするのか。また、複数年度で事業を実施する場合、毎年度の事業費が 5 千万円以上必要なのか。
- （問 1－21）入札の結果 5 千万円未満となった場合、改めて都道府県知事の判断が必要となるのか。

【取組主体】

- (問 1-22) 大企業又は大企業が出資する会社であっても農地所有適格法人であれば「農業者の組織する団体」となるのか。
- (問 1-23) 「その他農業者の組織する団体」とはどういった団体か。
- (問 1-24) 複数の事業者が一つの取組実施計画で事業を実施する場合、どのような取組主体として申請すればよいか。
- (問 1-25) 民間事業者は本事業の対象とならないのか。

【受益農業従事者】

- (問 1-26) 受益農業従事者の要件の内容いかん。
- (問 1-27) 受益農業従事者の定義いかん。
- (問 1-28) 年間 150 日以上従事の方法として、一日当たりの時間に規定はあるか。
- (問 1-29) 受益農業従事者に受益者の家族（配偶者や両親等）も含めることができるか。
- (問 1-30) 雇用契約を取り交わさない株式会社の役員は受益農業従事者に含めることができるか。また、労働日数はどのような方法で確認すべきか。
- (問 1-31) 受益農業従事者は取組主体の構成員（従業員を含む）をいうのか。
- (問 1-32) 受益農業従事者は、いつの時点で5名以上いる必要があるのか。
- (問 1-33) 受益農業従事者と受益者の違いいかん。

【事業実施期間】

- (問 1-34) 取組の実施期間の内容いかん。
- (問 1-35) 1 年度目は実施設計のみでも可能か。

【補助率】

- (問 1-36) 補助率の内容いかん。

【上限事業費】

- (問 1-37) 上限事業費の算定対象経費いかん。
- (問 1-38) 上限事業費の規定がある品目とない品目を取り扱う施設の算定方法いかん。
- (問 1-39) 上限事業費の計画処理量とは原料重か製品重のどちらのことか。
- (問 1-40) 低コスト耐候性ハウス等の上限事業費はどこまでが対象か。内部設備も含むのか。
- (問 1-41) 複数施設（育苗施設、集出荷貯蔵施設、高度環境制御栽培施設等）を一つの取組計画として整備する場合の考え方いかん。

【施設基準】

- (問 1-42) 再編集約の取組において、複数の異なる施設を一つの取組実施計画とする場合、受益農業従事者、総事業費、修繕・更新に係る積立計画等の要件は、施設毎に満たす必要があるか。
- (問 1-43) 物流合理化施設において、平置き倉庫は対象としないとされるが、どのような施設が対象となるのか。
- (問 1-44) 穀類乾燥調製貯蔵施設及び集出荷貯蔵施設のうち、ストックセンターとは何か。
- (問 1-45) 育苗施設と種子種苗生産関連施設との違いいかん。

- (問 1-46) 生産技術高度化施設の交付対象基準に、「電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設」とあるが、具体的にどのような施設を整備できるのか。
- (問 1-47) 園芸用ハウスを整備する場合の化石燃料の考え方いかん。
- (問 1-48) 施設園芸における高度環境制御栽培施設と高度技術導入施設の違いは何か。
- (問 1-49) 低コスト耐候性ハウス等が具備すべき耐風速として、「50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合には当該風速とすることができる」とあるが、ここで言う「妥当」とはどのように判断するのか。また、過去の風速から確率計算により風速を決定することも可能か。
- (問 1-50) 木造の低コスト耐候性ハウスの整備は支援対象となるか。

【面積関係】

- (問 1-51) 面積要件の内容いかん。
- (問 1-52) 面積要件は実面積か延べ面積か。
- (問 1-53) 面積要件はいつの時点で満たしている必要があるのか。
- (問 1-54) 事業実施期間中に面積要件を満たさなくなった場合の対応いかん。
- (問 1-55) 受益面積と事業対象作物の作付（栽培）面積は同じ意味か。
- (問 1-56) 受益地と受益地区の違いいかん。
- (問 1-57) 「主たる受益地は、原則として、農業振興地域の農用地区域及び生産緑地地区とする」とあるが、集出荷貯蔵施設等を整備する場合の受益地の考え方いかん。
- (問 1-58) 「主たる」とはどのくらいか。
- (問 1-59) 受益地は複数県にまたがってもよいか。また、離れていてもよいか。
- (問 1-60) 複数地区にまたがって事業を実施する場合、中山間地域等であるかの判断方法いかん。
- (問 1-61) 種子種苗を対象とする施設を整備する場合の面積要件について、受益の範囲はどのように考えればよいか。
- (問 1-62) 複数作物を対象とした施設整備を行う場合、作物毎に面積要件を満たす必要があるのか。例えば、タマネギ、ニンジン、ダイコンを対象とする農産物処理加工施設を整備する場合、それぞれが概ね 10 ヘクタール（露地野菜）を満たす必要があるのか。
- (問 1-63) 規格外品を集めて加工する施設を整備する場合の受益地の考え方いかん。
- (問 1-64) ばれいしょ及びかんしょの中山間地域等の要件について、「付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合」とはどのようなものか。また、それらを証明するための根拠資料はどういったものか。

2 配分基準・成果目標（P. 22）

【成果目標】

- (問 2-1) 再編集約の取組を行う場合、どの成果目標を選択すればよいのか。
- (問 2-2) 合理化の取組を行う場合、どの成果目標を選択すればよいのか。
- (問 2-3) 「達成すべき成果目標」は 0 ポイントでもよいのか。
- (問 2-4) 「成果目標に対する現況値ポイント」は 0 ポイントでもよいのか。
- (問 2-5) ポイント算定に当たって算出する数値は切り捨てか切り上げか。
- (問 2-6) 要望調査時、事業実施前年度の実績値が確定していない場合、現状値は事業

実施前々年度の実績値を使用して問題ないか。

(問 2-7) 「事業開始年前年(前 7 中 5 年)」の意味いかん。

(問 2-8) 主要な作物の考え方いかん。

(問 2-9) 種子種苗生産関連施設における成果目標の考え方いかん。

(問 2-10) スtockセンターを整備する場合の成果目標の選択方法いかん。

(問 2-11) 利用率の算出方法いかん。

【加算ポイント】

★既存施設の耐用年数の経過期間に応じた加算ポイント

(問 2-12) 内部施設の改修のみを実施する場合の耐用年数の考え方いかん。

(問 2-13) 複数の既存施設がある場合、耐用年数が経過してから期間が一番長い施設の年数を加算対象としてもよいのか。

★再編集約化加算ポイント

(問 2-14) 自己資金等で廃止した施設についても施設数の減少とカウントできるか。

★都道府県加算ポイント

(問 2-15) 同一の取組主体に最大何ポイント加算できるのか。

(問 2-16) 加算した取組実施計画が不採択となった場合、追加要望調査での取扱いはどうなるのか。

★将来像が明確化された地域計画加算ポイント

(問 2-17) 将来が明確化された地域計画はいつまでに策定されていけばよいのか。

★食料・農業・農村基本計画推進加算ポイント

(問 2-18) 食料・農業・農村基本計画推進加算ポイント(みどりの食料システム戦略の推進加算ポイント又はスマート農業技術の活用の推進加算ポイント)は、当該計画をいつまでに認定されている必要があるのか。

(問 2-19) 複数品目を取り扱う施設整備の場合、品目毎に食料・農業・農村基本計画推進加算ポイントの要件を満たす必要があるか。

3 再編集約・合理化計画(P.27)

(問 3-1) 再編集約・合理化計画いかん。

(問 3-2) 再編集約・合理化計画はどのように立てるのか。

(問 3-3) 土地利用型作物や畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花きの施設を1つの再編集約・合理化計画として作成しても良いか。

(問 3-4) 再編集約・合理化計画における概略図はどのようなものを作成すればよいのか。

4 修繕・更新に係る積立計画(P.29)

(問 4-1) 修繕・更新に係る積立計画いかん。

(問 4-2) 修繕・更新に係る積立計画の審査の基準いかん。

(問 4-3) 修繕・更新に係る積立計画について、将来的な受益者・受益面積等の妥当性はどのように判断するのか。

- (問 4－4) 修繕・更新に係る積立計画の対象と期間いかん。
- (問 4－5) 修繕・更新に係る積立計画の中で、更新の費用を借入金でまかなうことは可能か。
- (問 4－6) 計画通りに積立金を積み立てられなかった場合、ペナルティはあるのか。
- (問 4－7) 整備する施設に限定した積立計画ではなく、JA 等組織全体の収支で修繕・更新に係る積立計画を策定することは可能か。

5 再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）（P.31）

- (問 5－1) 再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）とは何か。
- (問 5－2) 再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）の補助率と補助上限いかん。
- (問 5－3) 継続案件のうち、2 年目以降から再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）のメニューを活用することは可能か。
- (問 5－4) 共同利用施設の再編集約・合理化のメニューと、要望調査の時期をずらして要望することは可能か。
- (問 5－5) 再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）を要望するに当たって、成果目標やその他要件はあるのか。
- (問 5－6) 再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）に関して妥当性協議は必要か。

6 その他（P.33）

【土地利用型作物】

- (問 6－1) 農業法人等が、過去に J A が整備したカントリーエレベーター等の受益地内で、本交付金を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。
- (問 6－2) 「強い農業づくり総合支援交付金等における穀類の乾燥調製貯蔵施設等の再編利用に伴う複数施設の一体的整備の基本的な考え方等について」の通知は本事業にも適用されるのか。

1 事業内容

【概要】

（問１－１）新基本計画実装・農業構造転換支援事業を実施する趣旨いかん。

（答）

- 1 地域農業を支える共同利用施設については、高齢化による農業者の減少に伴う施設利用者の減少、燃油等の稼働経費の高騰等、共同利用施設の稼働を取り巻く環境は厳しく、また農業団体の調べによると、その約８割が今後５年（2024年12月時点）で老朽化するなど、その老朽化への対応が課題となっています。
- 2 このため、本事業により、共同利用施設の再編集約や、既存施設の合理的活用を促進することにより、地域農業を支える共同利用施設の維持・強化を通じた、農業の生産性・収益性の向上を図ります。

（問１－２）新基本計画実装・農業構造転換支援事業の内容いかん。

（答）

- 1 本事業においては、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。
- 2 メニューは以下の２つです。
 - ① 共同利用施設の再編集約・合理化
地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。
 - ② 再編集約・合理化のさらなる加速化
①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

（問１－３）既存の共同利用施設について、建物は耐用年数が残っているが、内部設備については耐用年数を過ぎている場合も本事業の対象か。

（答）

- 1 本事業の事業実施にあたり、既存の共同利用施設（以下、既存施設という。）としてカウントする施設の建屋及び設備が耐用年数を超過しているか否かは問いません。
- 2 ただし、過去に国の補助事業等を活用して整備していた既存施設の廃止や既存施設の機能の変更を行う場合については、財産処分（補助金返還や目的外使用等に該当す

る場合もあります)が必要な場合があるので、必要な手続きを行ってください。

(問 1－4) 「再編集約」の考え方いかん。

(答)

- 1 「再編集約」とは、複数の既存の共同利用施設について、その機能を新たに編成し直す又は集める等により整理することで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設の新設、既存施設の移設、増築及び改修並びにこれらに伴う既存施設の廃棄等を行うことを指します。
- 2 なお、再編集約の前後で施設数が減少すること又は同数であること等が要件となります。

(問 1－5) 「合理化」の考え方いかん。

(答)

- 1 「合理化」とは、1つの既存の施設について、その機能を向上させることで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設の新設、既存施設の移設、増築及び改修並びにこれらに伴う既存施設の廃棄等を行うことを指します。
- 2 なお、合理化の前後の施設数が同数であること等が要件となります。また、既存の施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、対象外です。

(問 1－6) 本事業における「既存の共同利用施設」の考え方いかん。

(答)

- 1 既存の共同利用施設とは、原則として、本事業で支援可能な共同利用施設を指します。
- 2 例外として、麦の平置き倉庫は本事業では整備することができませんが、ストックセンターを整備する場合は、麦の倉庫を既存の施設と見なすことができます。

(問 1－7) 本事業における「廃棄等」の考え方いかん。

(答)

事業に伴い発生する既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地を指します。

(問 1－8) 本事業における「施設の廃止」の考え方いかん。

(答)

- 1 再編集約・合理化計画において、再編集約の実施前後で同様の機能を有する場合であって、実施前に有した施設の機能が失われ、同機能を有した施設としての稼働を取りやめることで、施設数が減少することを指します。
- 2 この時、撤去等の実施可否は問いませんが、廃止した共同利用施設を本事業や強い農業づくり総合支援交付金等の中古施設として再度活用することや再度廃棄等を行うことは出来ません。

(問 1－9) 本事業における「施設数の減少」の考え方いかん。

(答)

- 1 既存施設の廃止に伴い、施設数が減少することを指します。
- 2 ただし、再編集約に伴い本事業で整備可能な別の施設に役割を変更する場合や本事業で整備可能な施設として一部の機能が残る場合は、施設数が減少したことにはなりません。

【補助対象の可否】

(問 1－10) 既存施設を「移設」する際の補助対象経費いかん。

(答)

- 1 再編集約・合理化計画の実施前に整備された施設（又は設備）を本事業で整備する施設へ移設する場合、それらに必要な経費は補助対象となります。
- 2 ただし、同種・同能力の施設の新設価格や耐用年数等を勘案し、既存施設を移設する方が経済的かつ事業効果の発揮のために妥当である場合とします。

(問 1－11) 既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地はどこまでが補助対象か。

(答)

- 1 「既存施設の解体、撤去及び廃棄」については、既存施設の解体、撤去及び廃棄に必要な費用を補助対象とし、杭や基礎、外構部分も補助対象となります。
- 2 また、「これらに伴う整地」については、解体、撤去を行った跡地を均すために必要な経費とし、跡地の再利用のために必要な造成や砂利敷、アスファルト舗装などは、「これらに伴う整地」には該当しません。
- 3 なお、撤去等を行う場合は、取組実施計画の提出時に既存施設の図面等を準備するとともに、撤去物の内容が分かる事業実施前の写真等の資料を証拠資料として保存してください。

(問 1－12) 外構の撤去費はどこまでを対象とするか。

(答)

- 1 撤去する既存施設と一体的な外構であり、かつ撤去する既存施設の機能に必要なであった外構の撤去については補助対象となります。
- 2 廃棄する既存施設の機能とは直接関係のない樹木の伐採や看板、職員駐車場等の撤去費は、対象外となります。
- 3 廃棄等の補助対象外の施設と共通で使用する外構がある場合は、面積按分などを行い、補助対象経費を算出してください。

(問 1－13) 所有していない施設を既存施設と見なして事業を実施することはできるのか。

(答)

- 1 取組主体が所有していない施設を既存施設と見なし、廃棄等を補助対象とすることはできません。
- 2 ただし、再編集約・合理化計画に位置付けられた既存施設を所有している者と共同利用施設の整備を実施する者を構成員とするコンソーシアムが取組主体となる場合等は既存施設の廃棄等の経費が補助対象となります。

(問 1－14) 再編集約後に、既存施設の一部の機能が残った施設となるが、その施設のみでは補助対象施設とはみなせない施設について、廃棄等の経費が対象となるか（ライスセンターから荷受施設にするなど）。

(答)

- 1 問の場合、既存施設の廃棄等に係る経費は対象となりますが、荷受施設等の施設の機能を一部残すために必要となる経費（改修費や新たな施設の整備）は補助対象外となります。
- 2 なお、再編集約に伴い、既存施設が主となる施設の機能を持っていない施設（例えば、乾燥調製施設の荷受施設）のみとなり、単独では本事業の整備対象ではないが、一部の機能を残した施設となる場合、施設数が減少したこととはなりません。

(問 1－15) 新設する施設の建設予定地に存在している建造物の撤去費は補助対象となるか。

(答)

- 1 新設する用地に存在する建造物の撤去費用は、用地確保の経費であるため補助対象

外です。

- 2 廃棄等が可能な施設は、再編集約・合理化計画に位置付けられた既存施設であって、再編集約・合理化前後の施設の機能を有している場合に補助対象となります。

<参考：建屋（中古施設）の改修等>

（問１－１６）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の取得の方が経済的に優れていることをどのように判断すれば良いか。

（答）

新設施設と中古施設別にそれぞれコスト比較等を行い、その結果投資効率が高いことをもって判断することとします。なお、融資を受ける際の金融機関の審査をもって判断することも可能です。

（問１－１７）事業費の範囲内であれば中古施設（土地は含まない。）の取得を伴わない改修等でも良いか。

（答）

中古施設の取得を伴わない自己所有の中古施設の改修等も支援の対象となります。

（問１－１８）成果目標の達成に必要な既存施設の新用途への改修の助成を受けるに当たっては、どのような条件を満たす必要があるのか。

（答）

- 1 助成対象の要件は、新用途としての能力の発揮又は増強のための内部施設の導入等と一体的に行うことに加え、以下の取組を行うことが必要です。
 - ①新設より中古施設の改修等の方が経済的に優位であること
 - ②施設の法定耐用年数（※）が10年以上であること等
 - ③補助事業により取得した財産の改修等の場合は必要な財産処分手続きを行うこと
- 2 なお、事業の実施に当たり既存施設を活用する場合には、導入する内部施設が適正に効果を発揮しうよう、専門家の診断等を受けて必要に応じ耐震化工事等を行い、当該内部設備の法定耐用年数以上の期間、支障なく施設を使い続けられることを予め確認しておくことが必要となります。

※残年数でなく、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める施設等ごとの耐用年数により判断します。

【事業費】

（問 1－19）総事業費の要件いかん。

（答）

原則、総事業費（税込）が5千万円／年以上であることが要件です。

（問 1－20）なぜ、原則として事業費5千万円以上の施設を対象とするのか。また、複数年度にわたって事業を実施する場合、毎年度の事業費が5千万円以上必要なのか。

（答）

- 1 補助対象の重点化を図るとともに、事業を効率的・効果的に実施する観点から、原則として事業費を5千万円以上である取組について対象としているところです。
- 2 また、事業費が5千万円未満の取組についても、都道府県知事が地域の実情を踏まえて必要と認める場合は事業を実施できます。
- 3 なお、複数年で事業を実施する場合にあっては、原則として各年度の事業費が5千万円以上の事業を対象としています。

（問 1－21）入札の結果、事業費が5千万円未満となった場合、改めて都道府県知事の判断が必要となるのか。

（答）

入札により、計画段階で想定した事業費を下回って事業が実施されることとなった場合には、改めて知事の判断は必要ありません。

【取組主体】

（問 1－22）大企業又は大企業が出資する会社であっても農地所有適格法人であれば「農業者の組織する団体」となるのか。

（答）

そのとおりです。

（問 1－23）「その他農業者の組織する団体」とはどういった団体か。

（答）

「その他農業者の組織する団体」とは、生産組合などの生産者が組織する任意団体を指します。

(問 1－24) 複数の事業者が一つの取組実施計画で事業を実施する場合、どのような取組主体として申請すればよいか。

(答)

- 1 コンソーシアムとして申請いただくことで、新たに整備したい主な施設の取組主体とは別の事業者が所有している施設の整備及び廃棄等を一体的な計画として実施することが可能です。
- 2 ただし、コンソーシアムとして事業を実施する場合には、コンソーシアム規約において、法人格を有する構成員が施設整備を行うことや、コンソーシアム規約を定めること等の要件があります。
- 3 また、コンソーシアムの解散後の財産の取扱い等、必要な規定をコンソーシアム規約に盛り込んでください。
- 4 なお、複数の農業協同組合が一体的な再編集約の取組を行う場合においては、特認団体として事業を実施することも可能です。その際、法人格を有する構成員が施設整備を行うことや団体の解散後の財産の取扱い等の必要な規定を盛り込んだ規約を作成いただくとともに、妥当性協議と併せて都道府県知事による地方農政局長への協議が必要となります。

(問 1－25) 民間事業者は本事業の対象とならないのか。

(答)

強い農業づくり総合支援交付金においては、中山間地域の競争力強化に向けた取組や水田農業の高収益化及び畑作物の本作化に向けた体制整備の取組といった優先枠の範囲内で、民間事業者を対象としているところ、再編新事業では当該優先枠を設けていないため、取組主体の対象とはなりません。

【受益農業従事者】

(問 1－26) 受益農業従事者の要件の内容いかん。

(答)

- 1 受益農業従事者は5名以上いることが要件です。
- 2 なお、事業開始後、やむを得ず5名未満となった場合は、新たに受益農業従事者を募る等により、5名以上となるよう努める必要があります。

(問 1 - 27) 受益農業従事者の定義いかん。

(答)

1 受益農業従事者は、農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間 150 日以上）を指します。

2 なお、常時従事者は、事業者と期間の定めのない雇用契約を取り交わす者であって、農地法施行規則第 9 条の常時従事者の判定基準を満たす者を指します（非正規雇用者※は含みません。）

※期間を限定し、比較的短期間での契約を結ぶ雇用形態。臨時社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー及びアルバイト等をいう。

(参考) 農地法施行規則（抜粋）

(常時従事者の判定基準)

第九条 法第二条第三項第二号ホに規定する常時従事者であるかどうかの判定は、次の各号のいずれかに該当する者を常時従事者とするによりするものとする。

- 一 その法人の行う農業に年間百五十日以上従事すること。
- 二 その法人の行う農業に従事する日数が年間百五十日に満たない者にあつては、その日数が年間付録第一の算式により算出される日数（その日数が六十日未満のときは、六十日）以上であること。
- 三 その法人の行う農業に従事する日数が年間六十日に満たない者にあつては、その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせており、かつ、その法人の行う農業に従事する日数が年間付録第一の算式により算出される日数又は付録第二の算式により算出される日数のいずれか大である日数以上であること。

付録第一

$(L \div N) \times (2 \div 3)$

Nは、その法人の構成員の数

Lは、その法人の行う農業に必要な年間総労働日数

付録第二

$L \times (a \div A)$

Lは、その法人の行う農業に必要な年間総労働日数

Aは、その法人の耕作又は養畜の事業の用に供している農地又は採草放牧地の面積

aは、当該構成員がその法人に所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせている農地又は採草放牧地の面積

(問 1 - 28) 年間 150 日以上従事の考え方として、一日当たりの時間に規定はあるか。

(答)

規定はありませんが、対外的に説明できる方法で確認してください。

（問 1－29）受益農業従事者に受益者の家族（配偶者や両親等）も含めることができるか。

（答）

受益者（経営体）との間で雇用契約が結ばれていれば、受益農業従事者として含めることができます。

（問 1－30）雇用契約を取り交わさない株式会社の役員は受益農業従事者に含めることができるか。また、労働日数はどのような方法で確認すべきか。

（答）

1 経営者（役員を含む。）は、雇用契約を結んでいない場合でも、農業の常時従事者であれば受益農業従事者に該当します。

2 労働日数については、作業日誌など、対外的に説明できるもので確認してください。

（問 1－31）受益農業従事者は取組主体の構成員（従業員を含む）をいうのか。

（答）

施設整備により受益を受ける農業従事者を指すため、取組主体の構成員（従業員を含む）に限りません（集出荷貯蔵施設を整備する場合は利用者も含まれます。）。

（問 1－32）受益農業従事者は、いつの時点で 5 名以上いる必要があるのか。

（答）

採択要件であるため、原則として要望申請時点です。

（問 1－33）受益農業従事者と受益者の違いいかん。

（答）

受益農業従事者とは問 1－27 のとおりで、受益者とは事業実施により受益を受ける経営体を指します。

【事業実施期間】

（問 1－34）取組の実施期間の内容いかん。

(答)

- 1 取組実施期間は3年以内とします。
- 2 ただし、農産物処理加工施設のうち、国内産糖・国内産いもでん粉工場であって鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備を通じた分みつ糖産地の強化の計画については、5年以内とします。
- 3 なお、継続事業として採択された場合、2年度目以降は優先的に予算を配分します。

(問 1－35) 1年度目は実施設計のみでも可能か。

(答)

1年度目が実施設計のみの事業計画については、認められません。

【補助率】

(問 1－36) 補助率の内容いかん。

(答)

- 1 「共同利用施設の再編集約・合理化」の補助率は、 $1/2$ 以内とします。ただし、対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合は $6/10$ 以内となります。
- 2 「再編集約・合理化の更なる加速化」の補助率は、1の取組の補助対象経費のうち都道府県が負担する額の $1/2$ 以内となります。ただし、1の取組の国庫補助金額の $1/10$ が補助上限です。

【上限事業費】

(問 1－37) 上限事業費の算定対象経費いかん。

(答)

施設本体の建設及び設置に必要な経費（事業費）です。消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は算定対象外です。

(問 1－38) 上限事業費の規定がある品目とない品目を取り扱う施設の算定方法いかん。

(答)

- 1 上限事業費の規定がある品目に係る事業費を算定し、上限事業費を超えていないか確認してください。

- 2 例えば、麦と大豆の穀類乾燥調製貯蔵施設を整備する場合は、大豆のみに使用する設備を除外する、大豆のみに利用する建屋スペース部分の経費を除外するといった対応が想定されます。

（問１－３９）上限事業費の計画処理量とは原料重か製品重のどちらのことか。

（答）

原料重（カントリーエレベーター等については乾粒重、集出荷貯蔵施設の場合は持込量など）を想定しています。

（問１－４０）低コスト耐候性ハウス等の上限事業費はどこまでが対象か。内部設備も含むのか。

（答）

加温機や養液栽培装置等の内部設備も含みます。

（問１－４１）複数施設（育苗施設、集出荷貯蔵施設、高度環境制御栽培施設等）を一つの取組計画として整備する場合の考え方いかん。

（答）

施設毎に上限事業費を算定してください。

【施設基準】

（問１－４２）再編集約の取組において、複数の異なる施設を一つの取組実施計画とする場合、受益農業従事者、総事業費、修繕・更新に係る積立計画等の要件は、施設毎に満たす必要があるか。

（答）

施設基準や上限事業費については、施設毎の要件を満たす必要がありますが、総事業費や修繕・更新に係る積立計画は、一つの取組実施計画として要件を満たす必要があります。

（問１－４３）物流合理化施設において、平置き倉庫は対象としないとされるが、どのような施設が対象となるのか。

（答）

流通の合理化を目的としたフレコン等によるバラ出荷を行う、ばら保管施設等を対象としています。

（問１－４４）穀類乾燥調製貯蔵施設及び集出荷貯蔵施設のうち、ストックセンターとは何か。

（答）

- 1 国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制を構築するため、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設の全部又は一部で、一定数量（目安としては麦類の場合は B10、豆類の場合は C6 の成果目標の下限値を上回る数量）を長期間保管し、不作時の供給が可能な施設を指します。
- 2 なお、ストックセンターを整備する場合は、安定供給計画を取組実施計画と併せて提出してください。

（問１－４５）育苗施設と種子種苗生産関連施設との違いいかん。

（答）

育苗施設は農家が栽培に使用する苗を生産する施設であり、種子種苗生産関連施設は、採種農家等で種子種苗の増殖に使用する種子等を生産するものです。

（問１－４６）生産技術高度化施設の交付対象基準に、「電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設」とあるが、具体的にどのような施設を整備できるのか。

（答）

資材高騰等のリスク軽減に取り組む場合にあっては、高度技術導入施設として、「電気料金の上昇リスクの軽減に資する受変電施設（例：キュービクル）」を整備することが可能です。

（問１－４７）園芸用ハウスを整備する場合の化石燃料の考え方いかん。

（答）

本事業において、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設において加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない設備を導入する必要があります（ヒートポンプとボイラーのハイブリット整備は可能）。

（問１－４８）施設園芸における高度環境制御栽培施設と高度技術導入施設の違いは何か。

（答）

高度環境制御栽培施設は、建物と内部を一体的に整備するものを対象としているのに対し、高度技術導入施設は、建物の内部に設置する装置等を対象としています。

(問 1－49) 低コスト耐候性ハウス等が具備すべき耐風速として、「50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合には当該風速とすることができる」とあるが、ここで言う「妥当」とはどのように判断するのか。また、過去の風速から確率計算により風速を決定することも可能か。

(答)

- 1 具備すべき耐風速については主に以下の方法により求めることができます。
 - ① 整備する低コスト耐候性ハウスの耐用年数と同じ年数分の過去の最大瞬間風速を参照する。
 - ② 当該ハウスの法定耐用年数に応じた再現期間に想定される風速について、過去の風速データを基に確率計算を行い決定する。
- 2 例えば、(一社)日本施設園芸協会等が農水省と連携して 2019 年 3 月に作成した「園芸用ハウスを導入する際の手引き」の考え方を参照すれば、倒壊リスクとコストのバランスを考慮した妥当な再現期間に想定される最大風速を求めることができます。なお、上記手引きに示された地域別の設計用風速も参考としてください。
- 3 これ以外の耐風速の決定方法においては、個別に妥当性について判断する必要があります。

(問 1－50) 木造の低コスト耐候性ハウスの整備は支援対象となるか。

(答)

低コスト耐候性ハウスについては、施設の基準において、

- ① 50m/s以上の風速又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる
- ② 同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものと定義していますが、部材を限定しておらず、木材を利用した場合であっても対象となりますので、地域の実情に応じて、木造を含め、最適な部材を選択してください。

【面積関係】

(問 1－51) 面積要件の内容いかん。

(答)

- 1 各品目に定められた作付（栽培）面積以上であることが要件です。
- 2 なお、低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設等は面積要件に限らず事業を実施できます（例：低コスト耐候性ハウスは設置実面積が 500 平方メートル以上）。

（問 1－52）面積要件は実面積か延べ面積か。

（答）

特段の理由がない限り実面積です。

（問 1－53）面積要件はいつの時点で満たしている必要があるのか。

（答）

- 1 採択要件であるため、原則として要望申請時点で満たしている必要があります。
- 2 なお、対象品目を転換する場合は、事業実施年度に作付けすること等において、要件を満たすことが確実と都道府県が判断する場合を想定しています。

（問 1－54）事業実施期間中に面積要件を満たさなくなった場合の対応いかん。

（答）

受益面積に応じた施設の規模、成果目標等を設定していますので、都道府県は事業実施主体に対して改善措置を行い、要件を満たすように強力に指導してください。

（問 1－55）受益面積と事業対象作物の作付（栽培）面積は同じ意味か。

（答）

- 1 同じ意味です。
- 2 例えば、集出荷施設を整備する場合、事業実施前の受益を受ける事業対象作物の作付（栽培）面積が一定以上あることが要件となります。

（問 1－56）受益地と受益地区の違いいかん。

（答）

- 1 受益地は、施設整備により受益を受ける農地のことを指します。
- 2 受益地区は、受益地をひとまとめにした地域一体を指し、市町村や集落単位を想定おり、一般的に地域計画又は実質化された人・農地プランの地区が用いられています。

(問 1－57) 「主たる受益地は、原則として、農業振興地域の農用地区域及び生産緑地地区とする」とあるが、集出荷貯蔵施設等を整備する場合の受益地の考え方いかん。

(答)

- 1 施設を整備する場所ではなく、整備施設における対象品目を栽培する農地が受益地となります。
- 2 なお、低コスト耐候性ハウスのように、対象品目そのものを栽培するために整備する施設については、施設を整備する場所が受益地という扱いになります。

(問 1－58) 「主たる」とはどのくらいか。

(答)

過半を超えていること又は最も受益が大きいことを指します。

(問 1－59) 受益地は複数県にまたがってもよいか。また、離れていてもよいか。

(答)

受益が特定できる場合において、受益地が複数県にまたがること、離れていることは問題ありませんが、本事業は各都道府県に向けて交付決定を行うため、関係する県等との調整を十分に行い計画策定してください。

(問 1－60) 複数地区にまたがって事業を実施する場合、中山間地域等であるかの判断方法いかん。

(答)

受益地の面積の過半が中山間地域等に該当するかで判断してください。

(問 1－61) 種子種苗を対象とする施設を整備する場合の面積要件について、受益の範囲はどのように考えればよいか。

(答)

野菜、果樹及び花きの取組において種子種苗を対象とする場合においては、種子種苗の生産面積又は種子種苗の供給先農業者の受益面積となります。

(問 1－62) 複数作物を対象とした施設整備を行う場合、作物毎に面積要件を満たす必要があるのか。例えば、タマネギ、ニンジン、ダイコンを対象とする農産物処理加工施設を整備する場合、それぞれが概ね 10 ヘクタール（露地野菜）を満たす必要があるのか。

(答)

- 1 作物毎に要件を満たしていることが望ましいですが、その施設で取り扱う主な作物が要件を満たす場合は対象となります。その際、主な作物の作業の少ない期間に、その他作物で施設を活用する場合等は、要件を満たしていない作物であっても施設を利用できます。
- 2 なお、事業に関係するすべての品目を合計した面積が、取組対象品目のうち面積要件の最も大きな品目の要件を満たす場合においても、対象となります。

(問 1－63) 規格外品を集めて加工する施設を整備する場合の受益地の考え方いかん。

(答)

以下のとおりです。

- (1) 「農業者」から加工施設に持ち込まれる場合：「農業者」の作付面積
- (2) 「選果場」から加工施設に持ち込まれる場合：「選果場」の受益面積

(問 1－64) ばれいしょ及びかんしょの中山間地域等の要件について、「付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合」とはどのようなものか。また、それらを証明するための根拠資料はどういったものか。

(答)

- 1 一般的には、以下を想定しています。
 - ① 「付加価値を高めること」とは、地域ブランドや新しい加工品等により、当該事業者が生産するばれいしょ及びかんしょにおいて、当該事業の開始前よりも、価値を高めること。
 - ② 「新たな需要が見込まれる」とは、①で価値を高めた、ばれいしょ及びかんしょにより、販売量及び販売額等の増加が見込まれること。
- 2 また、証明する根拠資料は、1 の取組により販売量及び販売額等の増加が確認できる仮取引契約書等を想定しています。
- 3 以上、一般的な事例として例示しましたが、実施する取組内容について、本要件を適用できるかどうかは、事前に農林水産省に相談してください。

2 配分基準・成果目標

【成果目標】

（問２－１）再編集約の取組を行う場合、どの成果目標を選択すればよいか。

（答）

再編集約の取組を行う場合は、再編集約（共通）の目標からいずれか１つの目標を選択していただくことを必須とし、もう１つの目標は、主要な作物（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花き）又は関連する取組（環境保全、国産原材料サプライチェーン構築、農産物の輸出に向けた体制整備、物流革新に向けた取組及び共通）に関する目標から選択いただきます。

（問２－２）合理化の取組を行う場合、どの成果目標を選択すればよいか。

（答）

１ 合理化の取組を行う場合は、

①当該施設で取り扱う作物（メニュー）に関する目標のうち２つを選択していただく又は

②作物（メニュー）に関する目標及び関連する取組（環境保全、国産原材料サプライチェーン構築、農産物の輸出に向けた体制整備、物流革新に向けた取組及び共通）に関する目標を１つずつ選択していただくこととなります。

２ 複数の作物（メニュー）に関連する施設の整備を行う場合は、主要な２つの作物（メニュー）の成果目標を１つずつ選択いただきます。ただし、作物の成果目標のうち、１つは関連する取組に係る目標（環境保全、国産原材料サプライチェーン構築、農産物の輸出に向けた体制整備、物流革新に向けた取組及び共通）に置き換えることができます。

３ なお、合理化に係る取組を行う場合は、再編集約（s1～4）の目標を選択することはできません。

（問２－３）「達成すべき成果目標」は０ポイントでもよいのか。

（答）

「達成すべき成果目標」は、２ポイント～１０ポイントとなっており、２ポイント以上の取組である必要があります。

（問２－４）「成果目標に対する現況値ポイント」は０ポイントでもよいのか。

（答）

取組主体によっては実績がない場合も想定されるため、０ポイントでも差し支えありません。

（問２－５）ポイント算定に当たって算出する数値は切り捨てか切り上げか。

（答）

小数点第２位を切り捨てて算出してください。

（問２－６）要望調査時、事業実施前年度の実績値が確定していない場合、現状値は事業実施前々年度の実績値を使用して問題ないか。

（答）

問題ありません。

（問２－７）「事業開始年前年（前７中５年）」の意味いかん。

（答）

- １ 事業開始前年（１年前）から事業開始７年前までの値のうち中庸５年の平均値で算定することを意味しています。
- ２ なお、特段の定めがない場合は直近年の値を現状値としてください。

（問２－８）主要な作物の考え方いかん。

（答）

- １ 複数の作物を取り扱う計画における主要な作物の場合、対外的に主要であると説明ができる作物を主要な作物として設定してください。
- ２ 一般的には、受益面積や取扱数量、取扱金額で判断ください。

（問２－９）種子種苗生産関連施設における成果目標の考え方いかん。

（答）

種子種苗の生産の取組又は種子種苗の供給先の取組を成果目標としてください。

〔例〕

成果目標として「当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加」を選択する場合、「野菜、花き、果樹の収量」又は「種子種苗の生産量」のどちらでも算出可能。

（問2－10）ストックセンターを整備する場合の成果目標の選択方法いかん。

（答）

- 1 麦類のストックセンター整備を行う場合はB10を、豆類のストックセンター整備を行う場合はC6の成果目標の選択を必須とします。
- 2 なお、B10及びC6については、ストックセンターを整備するときのみ選択可能な目標となります。

（問2－11）利用率の算出方法いかん。

（答）

- 1 利用率は、再編集約・合理化計画に基づく再編後の対象作物の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出してください。
- 2 また、施設や品目が複数ある場合においては、施設別に算出するのではなく、対象作物の品目ごとに、全施設における予定取扱数量を全施設における施設能力で除して利用率を算出し、品目の平均を取ってください。

【加算ポイント】

★既存施設の耐用年数の経過期間に応じた加算ポイント

（問2－12）内部施設の改修のみを実施する場合の耐用年数の考え方いかん。

（答）

- 1 本加算ポイントについては、主な既存施設の耐用年数（ただし、内部施設の耐用年数ではなく、建屋の耐用年数を指す）が経過してからの年数に応じた加算ポイントとなります。
- 2 内部施設のための改修の場合でも、その施設が含まれる建屋の耐用年数が経過してからの期間で判断してください。

（問2－13）複数の既存施設がある場合、耐用年数が経過してから期間が一番長い施設の年数を加算対象としてもよい。

（答）

主な既存施設（受益面積や取扱数量、取扱金額等が最も大きい施設）で判断してください。

★再編集約化加算ポイント

（問 2－14）自己資金等で廃止した既存施設についても、施設数の減少とカウントできるか。

（答）

- 1 再編集約・合理化計画に含まれている既存施設と認められる施設については、施設数のカウントができます。
- 2 ただし、再編集約前の施設数が減少する場合は、再編集約後に当該施設が廃止されていることをよく確認ください。

★都道府県加算ポイント

（問 2－15）同一の取組主体に最大何ポイント加算できるのか。

（答）

- 1 都道府県加算ポイントは2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）／年（※）を基礎として、過去事業の評価結果により算出したポイントと併せて、取組主体計画毎に2ポイントまで加算できます。
- 2 持ち点が2点ある都道府県については、
 - ① 2つの取組実施計画に1ポイントずつ加算
 - ② 1つの取組実施計画に2ポイントを加算のいずれも可能です（ただし、1つの取組に対して最大2ポイントまで）。

※都道府県加算ポイントは、R6 補正予算と R7 当初予算について、2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）を基礎として加算することとします。

（問 2－16）加算した取組実施計画が不採択となった場合、追加要望調査での取扱いはどうなるのか。

（答）

追加要望調査時に再度要望する計画については、前回要望調査時に使用した当該ポイント分の使用はできません。

★将来像が明確化された地域計画加算ポイント

（問 2－17）将来が明確化された地域計画はいつまでに策定されていけばよいか。

(答)

交付申請時までに策定（割当内示までに策定又は策定見込み）となる当該計画について加算できます。

★食料・農業・農村基本計画推進加算ポイント

（問２－18）食料・農業・農村基本計画推進加算ポイント（みどりの食料システム戦略の推進加算ポイント又はスマート農業技術の活用の推進加算ポイント）は、当該計画をいつまでに認定されている必要があるのか。

(答)

交付申請時までに策定（割当内示までに策定又は策定見込み）となる当該計画について加算できます。

（問２－19）複数品目を取り扱う施設整備の場合、品目毎に食料・農業・農村基本計画推進加算ポイントの要件を満たす必要があるか。

(答)

品目毎ではなく、整備する施設の受益者の割合で判断してください。

3 再編集約・合理化計画

(問 3－1) 再編集約・合理化計画いかな。

(答)

- 1 既存の共同利用施設の再編集約・合理化及びその後の計画的な利用を促進するための計画であり、本事業を取り組む際には当該計画の策定が要件となります。
- 2 当該計画については、取組実施計画と整合のある計画とし、取組実施計画の添付資料として提出してください。

(問 3－2) 再編集約・合理化計画はどのように立てるのか。

(答)

- 1 取組主体を中心に、関係者（農業者、地方公共団体、JA、農業関連業者等）で連携し、地域における複数の共同利用施設の再編集約、又は共同利用施設の合理化に係る計画を立ててください。
- 2 計画の作成にあっては、再編集約・合理化の計画（3年以内）と、再編集約・合理化後の目標年度までの利用に関する計画をあわせて考えてください。
- 3 その際、施設における利用率の向上、加工、製造及び流通コストの低減等を鑑みた計画の作成を御検討ください。

(問 3－3) 土地利用型作物や畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花きの施設を1つの再編集約・合理化計画として作成しても良いか。

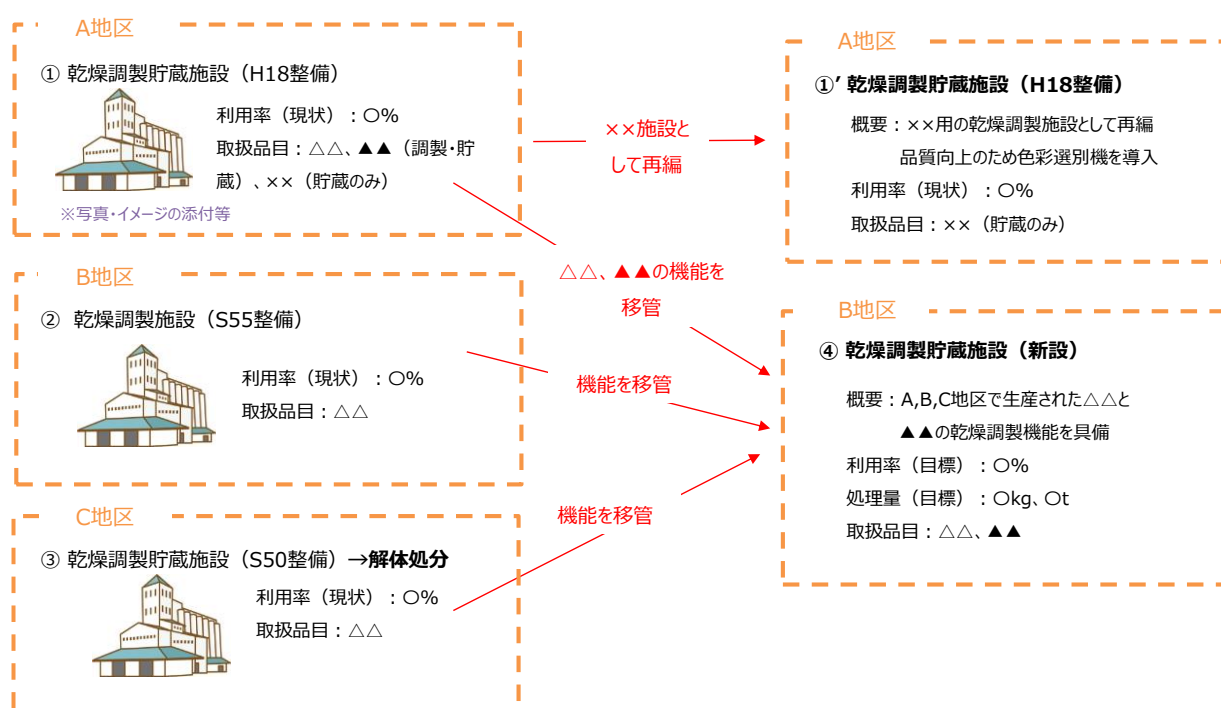
(答)

- 1 複数の品目にまたがる取組の場合、再編集約・合理化計画については、1つの計画として作成することは可能です（土地利用型作物と畑作物・地域特産物等の取組を一体的に行う場合は、「土地利用型作物と畑作物・地域特産物等の取組を一体的に行う場合」の様式を御活用ください）。
- 2 一方で、取組実施計画については、原則として、土地利用型作物とその他作物で分けて作成してください。また、取組実施計画ごとに成果目標等を設定いただき、事業申請していただく必要があります。
- 3 ただし、統一の取組実施計画とすべき明確な理由がある場合（整備後の施設において機能が一体的な1つの施設とする場合など）においては、土地利用型作物とその他の作物で同一の取組実施計画とすることが可能です。その場合は事前に農政局等へ御相談ください。

(問3－4) 再編集約・合理化計画における概略図はどのようなものを作成すればよいのか。

(答)

- 1 既存施設が、本事業の活用後にどのように受益者から活用されるかについて分かりやすい図を作成してください（以下図を参照）。
- 2 なお、整備地の近くに実在しているものの、本事業の受益者や整備する施設への再編集約等に関わりのない施設について、概略図に組み込む必要はありません。



4 修繕・更新に係る積立計画

(問４－１) 修繕・更新に係る積立計画いかん。

(答)

- 1 将来の担い手を見据えた持続的な共同利用施設の運営を図ることを目的として、整備した施設の修繕・更新、適切な維持管理に関する関係者の理解を醸成し、併せて適切な資金確保の見通しを立てることにより、当該施設の修繕及び更新等に要する資金の計画的な確保を行うための計画であり、本事業に取り組む際には当該計画の策定が要件となります。
- 2 当該計画については、取組実施計画と整合のある計画とし、取組実施計画の添付資料として提出してください。

(問４－２) 修繕・更新に係る積立計画の審査の基準いかん。

(答)

- 1 以下の観点から審査します。
 - ① 次期建替え時に総事業費を賄う積立金額になっているか。
 - ② 次期建替えまでに必要となる修繕費用が含まれているか。
 - ③ 経常的に必要となるメンテナンス経費が含まれているか。
 - ④ 資金調達計画が妥当か。
 - ⑤ 積立計画について取組主体として組織決定がされているか。
 - ⑥ 将来的な受益者・受益面積等の見込が妥当となっているか。
- 2 なお、計画実効性のためにも、修繕・更新に係る積立計画を作成する際は、施設の収支計画との整合を図ってください。

(問４－３) 修繕・更新に係る積立計画について、将来的な受益者・受益面積等の妥当性はどのように判断するのか。

(答)

- 1 修繕・更新に係る積立計画については、持続的な共同利用施設の運営を図ることを目的としているので、現在の受益面積等が、将来的に大きく減少する計画や、将来の受益者世代の負担が考慮されていないと見受けられる計画は、実行性の観点から認められません。
- 2 将来の受益者や受益面積について、地域計画や現在の利用者に対するアンケート等により、整合性について確認してください。

（問４－４）修繕・更新に係る積立計画の対象と期間いかん。

（答）

- 1 本事業で整備した施設について、修繕・更新に係る積立計画を作成してください。
- 2 なお、本事業において内部設備のみの整備を行う場合であっても、建屋等を含む施設全体に係る修繕・更新に係る積立計画を作成してください。
- 3 また、修繕・更新に係る積立計画の計画期間は、建物の耐用年数もしくは修繕により見込まれる長寿命化を含む次期建替えまでの期間以上としてください。

（問４－５）修繕・更新に係る積立計画の中で、更新の費用を借入金でまかなうことは可能か。

（答）

- 1 全ての費用を自己資金で賄うことを前提としていますが、修繕・更新に必要な額の５割以内であれば、最終的な施設の更新費用を国費以外の融資等の借入金で補填していただいて構いません。
- 2 現在の受益者世代と将来の受益者世代の負担を鑑み、適切な資金調達方法を検討してください。

（問４－６）計画通りに積立金を積み立てられなかった場合、ペナルティはあるのか。

（答）

ペナルティはありませんが、実現可能な計画を作成してください。

（問４－７）整備する施設に限定した積立計画ではなく、JA等組織全体の収支で修繕・更新に係る積立計画を策定することは可能か。

（答）

組織決定されている場合は可能です。

5 再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）

（問５－１）再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）とは何か。

（答）

再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援するものです。

（問５－２）再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）の補助率と補助上限いかん。

（答）

- 1 「再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）」の補助率は、「共同利用施設の再編集約・合理化」の取組の補助対象経費のうち都道府県が負担する額の１／２以内となります。
- 2 ただし、「共同利用施設の再編集約・合理化」の取組の国庫補助金額の１／１０が補助上限となります。

（問５－３）継続案件のうち、２年目以降から再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）のメニューを活用することは可能か。

（答）

- 1 可能です。
- 2 ただし、その場合、「再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）」分の要望額については、優先採択ではなく、新規事業としてポイントが上位の計画から順に採択することとなります。

（問５－４）共同利用施設の再編集約・合理化のメニューと、要望調査の時期をずらして要望することは可能か。

（答）

「再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）」を要望せず、「共同利用施設の再編集約・合理化」のみで採択された事業について、同年度中に「再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）」を追加的に要望することはできません。

（問５－５）再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）を要望するに当たって、成果目標やその他要件はあるのか。

（答）

- 1 成果目標や要件については、「共同利用施設の再編集約・合理化」と同じです。
- 2 ただし、「再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）」を要望できる事業は、配分基準における基本ポイント 20/30 ポイントが必要となります。
- 3 なお、都道府県において追加的な要件を付している場合もありますので、申請する都道府県へ御確認ください。

（問 5－6）再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）に関して妥当性協議は必要か。
--

（答）

「共同利用施設の再編集約・合理化」と共通で行うため、別途の妥当性協議は不要です。

6 その他

【土地利用型作物】

（問 6－1）農業法人等が、過去にＪＡが整備したカントリーエレベーター等の受益地内で、本交付金を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。

（答）

- 1 農業法人等が、ＪＡによるカントリーエレベーター等の利用に関する意向調査等において、カントリーエレベーター等を利用しないこととしていた場合は、新たにライスセンターを整備することは可能です。
- 2 他方、農業法人等が、ＪＡによる意向調査等において、カントリーエレベーター等を利用することとしていた場合は、原則として、新たにライスセンターを整備することはできません。
- 3 ただし、ＪＡが整備したカントリーエレベーター等が長期間（10 年間）を経過し、都道府県として地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる場合は、新たにライスセンターを整備することが可能です。
- 4 なお、いずれの場合においても、農業法人等とＪＡは、農業法人等がカントリーエレベーター等を有効利用することについて予め相談することとし、ＪＡは農業法人等がカントリーエレベーター等を利用しやすくなるような条件（大口割引、サイロ貸し出し等）を検討することが必要です。
また、農業法人等が新設するライスセンターの受益地が複数の既存ライスセンター等にまたがる場合、当該農業法人等は該当する全てのカントリーエレベーター等と同様の考え方で整理することとなります。
- 5 このほか、ＪＡは、カントリーエレベーター等の受益地内において、農業法人等が新たにライスセンターを整備することとなった場合においては、新たな利用者を募る等により稼働率が下がらないように努めることが必要とされます。

（参考）過去に整備したＪＡのカントリーエレベーター等の受益地内において、農業法人等が新たにライスセンターを整備する場合の考え方

	カントリーエレベーター等の整備後	
	10 年未満	10 年以上経過
農業法人等が、ＪＡの意向調査でカントリーエレベーター等を利用することとしていた場合	整備できない	整備できる（地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる必要）
農業法人等が、ＪＡの意向調査でカントリーエレベーター等を利用することとしていなかった場合	整備できる	整備できる

（問６－２）「強い農業づくり総合支援交付金等における穀類の乾燥調製貯蔵施設等の再編利用に伴う複数施設の一体的整備の基本的な考え方等について」の通知は本事業にも適用されるのか。

（答）

適用されません。